



避難指示区域で 年末年始に宿泊ができます (11月28日)

内閣府原子力被災者生活支援チーム及び原子力災害現地対策本部は、11月28日、区域見直しを実施した市町村からの強い要望を踏まえ、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、年末年始の宿泊を認めることとしました。この年末年始の宿泊についての概要は以下のとおりです。

1. 区域見直しを実施した市町村からの強い要望を踏まえ、短期間の宿泊であれば、以下のよう
な点に鑑み、年末年始の宿泊を可能とすること
としました。
 - (1) 被ばくのリスクが極めて小さいこと
 - (2) 最低限必要なインフラ（上下水道等）が
整っている地域もあること
 - (3) 防犯、防火等に最低限必要な体制を確保で
きること など
2. 具体的な運用については、関係市町村、警察・
消防等の関係機関と調整の上で決定されます。

[想定される運用]
 - (1) 対象地域：避難指示解除準備区域 及び 居
住制限区域のうち、市町村が適
当と認めた地域
 - (2) 実施期間：平成24年12月29日（土）
から 翌年 1月 3日（木）
(※) 3日（木）は泊まることができません。
- (3) 宿泊期間中に講ずる措置：
 - イ) 安心確保のための線量測定
 - ロ) 防犯・防火対策の強化
(名簿管理、住民等による見回り等)
 - ハ) 宿泊期間中の注意喚起
(火気の取扱、身分証の携帯等)
 - (※) 避難指示区域の状況や自治体の意向等
に応じて柔軟に対応します。
3. 当面のスケジュールは、以下のとおりです。
 - ・ 11月28日（水） 国（原子力災害現地対
策本部）から関係市町
村に対して通知
 - ・ 12月 上中旬 市町村から住民に対し
て詳細の通知
 - (※) 市町村の準備が整い次第、市町村から
住民に通知されます。



詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20121128_01.html



福島県内南相馬市につづき 川内村も「仮設宿泊施設」完成!!

中小企業基盤整備機構では、東日本大震災被災地域の中小企業者等の1日も早い復興に向けて、被害を受けた地域において、市町村の要請に基づいて、仮設店舗、仮設工場等の施設を市町村と共同して整備しています。

入居企業の業種や事業実態を踏まえつつ市町村や関係者と協議し、市町村で準備いただいた土地に、事業の再開を希望する複数の中小企業者等にご入居いただく仮設施設（仮設宿泊施設、仮設店舗、仮設工場、仮設事務所等）の整備を進めております。

完成した仮設施設は、市町村に無償で一括貸与し、市町村から被災された中小企業者等に無償で貸与しております。

また、仮設施設は、1年以内に市町村に無償で譲渡します。

本制度を利用し整備される仮設宿泊施設は、被災地域での交流人口の増加や、効率的な除染やインフラ復旧を進めるための作業関係者の需要に対応し、川内村の本格復興に向けた事業再開の拠点として期待されています。

今回、11月7日川内村に完成し12月3日から営業開始する予定の「ビジネスホテルかわうち」は、8月10日南相馬市に完成した「ホテル叶や」に続き、福島県内2箇所目の仮設宿泊施設となります。

南相馬市の仮設宿泊施設 ◆



川内村の仮設宿泊施設 ◆



詳しくは、独立行政法人中小企業基盤整備事業のホームページ「福島県仮設施設整備事業一覧」をご覧ください。
<http://www.smrj.go.jp/kikou/earthquake2011/kasetsu/fukushima/>